

建築物石綿含有建材調査者講習

2020年度 募集要項

本講習は、厚生労働省・国土交通省・環境省告示第1号に基づき、建築物に使用されている石綿に起因して発生する健康被害及び健康障害を未然に防止するため、建築物に使用されている石綿含有建材の使用実態について、中立的かつ公正に専門的な調査を行うことができる調査者の育成を目指すものです。

■一般建築物石綿含有建材調査者講習コース（座学2日間）

講義終了後の筆記試験に合格した方には、『一般建築物石綿含有建材調査者』の修了証明書が付与されます。

■特定建築物石綿含有建材調査者講習コース（座学講習2日間＋実地研修コース）

講義および実地研修終了後の筆記試験と口述試験に合格した方には、『特定建築物石綿含有建材調査者』の修了証明書が付与されます。

■実地研修コース（一般建築物石綿含有建材調査者の資格を有する方または資格取得が見込まれる方対象、実地研修半日程度）

実地研修終了後の口述試験に合格した方には、『特定建築物石綿含有建材調査者』の修了証明書が付与されます。

1. 各コース詳細

■一般建築物石綿含有建材調査者コース

本講習は、2日間の座学を通じ、関係法令や石綿の関連疾患とリスク、建築物の構造・建材等に関する知識と、通常の使用状態における建築物の石綿含有建材に関する調査に加え、解体作業等における事前調査にも対応した知識を学ぶ内容となっています。

当センターホームページ掲載の日程表「A. 座学講習・筆記試験」より同期内の座学会場と筆記試験会場をお選びください。

(1) 受講資格

本講習を受講するためには、下表のとおり、学歴等に応じて建築や石綿含有建材調査等に関する実務の経験年数が必要となります。下表のいずれかの条件を満たしている方が受講できます。

| 受講資格区分番号 | 学歴等 | 実務経験年数 |
|----------|---|--------------------------------|
| 1 | 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者 | 卒業後の <u>建築に関する実務経験年数</u> ：2年以上 |
| 2 | 学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者） | 卒業後の <u>建築に関する実務経験年数</u> ：3年以上 |
| 3 | 「2」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）または高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者 | 卒業後の <u>建築に関する実務経験年数</u> ：4年以上 |
| 4 | 学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者 | 卒業後の <u>建築に関する実務経験年数</u> ：7年以上 |

| | | |
|---|---|------------------------------|
| 5 | 「1～4」に該当しない者（学歴不問） | 建築に関する 実務経験年数：11年以上 |
| 6 | 建築行政または環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関わる者 | 実務経験年数：2年以上 |
| 7 | 7-a 特定化学物質等作業主任者技能講習（※1）を修了した者 7-b 第一種作業環境測定士（※2）または第二種作業環境測定士（※3） | 石綿含有建材の調査に関する 実務経験年数：5年以上 |
| 8 | 8-a 石綿作業主任者技能講習（※4）を修了した者（実務経験年数不問） | |
| 9 | 産業安全専門官もしくは労働衛生専門官、産業安全専門官もしくは労働衛生専門官であった者（※5） | |
| 10 | 労働基準監督官として従事した経験を有する者 | 従事経験年数：2年以上 |
| 【海外の大学で建築学課程を卒業した方など1～10に該当しない方は事務局までお問い合わせください。】 | | |

- ※1 労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成十七年法律第百八号)に規定する改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号
- ※2 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)第二条第五号
- ※3 作業環境測定法(昭和五十年法律第二十八号)第二条第六号
- ※4 労働安全衛生法(昭和四十七年法律第五十七号)別表第十八第二十三号
- ※5 労働安全衛生法第九十三条第一項

- * 経験年数については、申込書作成時以降も実務が継続される見込みの場合、希望講習会場の開催月まで積算した年数を記入することができます。
- * 受講資格区分により必要書類が異なります。受講資格区分別の必要書類については、「3. 申込みに必要な書類」または様式-3「必要な書類一覧表」を参照ください。

(2) 受講料

55,000円【消費税込、テキスト代込】（適用税率10%）

(3) 受講日程

■第一日目 座学講習

| | |
|-------------------|----------------------------|
| 9:00～9:30 | 受付 |
| 9:35～9:50 (15分) | ガイダンス |
| 9:50～10:50 (1時間) | 第1講座① 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1 |
| 10:50～11:00 (10分) | 休憩 |
| 11:00～12:00 (1時間) | 第1講座② 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2 |
| 12:00～13:00 (1時間) | 昼休み |
| 13:00～17:00 (4時間) | 第2講座 石綿含有建材の建築図面調査 |

■第二日目 座学講習

| | |
|---------------------|-----------------------|
| 9:30～12:00 (2.5時間) | 第3講座 現場調査の実際と留意点(調査) |
| 12:00～13:00 (60分) | 昼休み |
| 13:00～14:30 (1.5時間) | 第3講座 現場調査の実際と留意点(分析) |
| 14:30～14:45 (15分) | 休憩 |
| 14:45～15:45 (1時間) | 第4講座 建築物石綿含有建材調査報告書作成 |
| 15:45～ | 筆記試験案内(10分程度) |

■第三日目 修了考査(筆記試験)

マークシート方式試験(60分)・調査票試験(40分)

(4) 持ち物

筆記用具(筆記試験で鉛筆またはシャープペンシル、消しゴムを使用)

■特定建築物石綿含有建材調査者コース

本講習は精度の高い石綿調査を行い、その調査結果を飛散防止のために有効活用することを目的として、関係法令、石綿の関連疾患とリスク、建築物の構造・建材等に関する知識と、解体作業等における事前調査にも対応した知識を2日間の座学を通じて学びます。また実地研修では、建物における調査の実務能力を、実際の建築物を使用した演習を通じて習得します。

当センターホームページ掲載の日程表「A. 座学講習・筆記試験」より同期内の座学会場と筆記試験会場を選び、「B. 実地研修・口述試験」より実地研修の会場をお選びください。

【特定建築物石綿含有建材調査者講習コースを受講する際の留意点】

- ① 実地研修は、座学講習⇒実地研修の順で受講していただく必要があります。また、口述試験は実地研修と同じ開催地での受験となります。
- ② 座学と実地研修の間に筆記試験を受験し合格した場合には、「一般建築物石綿含有建材調査者」の修了証が付与されます。その後、実地研修受講後の口述試験に合格の際に、「特定建築物石綿含有建材調査者」の修了証が付与されます。
※「一般建築物石綿含有建材調査者」の修了証は回収させていただきます。
- ③ 受講途中で実地研修・口述試験の受講を取りやめた場合、受講料の返金はいたしません。

(1) 受講資格

本講習を受講するためには、下表のとおり、学歴等に応じて建築や石綿含有建材調査等に関する実務の経験年数が必要となります。下表のいずれかの条件を満たしている方が受講できます。

| 受講資格区分番号 | 学歴等 | 実務経験年数 |
|----------|---|---------------------------------|
| 1 | 学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者 | 卒業後の <u>建築に関する</u> 実務経験年数: 2年以上 |
| 2 | 学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した者(専門職大学の前期課程にあっては、修了した者) | 卒業後の <u>建築に関する</u> 実務経験年数: 3年以上 |
| 3 | 「2」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)または高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者 | 卒業後の <u>建築に関する</u> 実務経験年数: 4年以上 |
| 4 | 学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者 | 卒業後の <u>建築に関する</u> 実務経験年数: 7年以上 |

| | | |
|---|---|------------------------------|
| 5 | 「1～4」に該当しない者（学歴不問） | 建築に関する 実務経験年数：1年以上 |
| 6 | 建築行政または環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関わる者 | 実務経験年数：2年以上 |
| 7 | 7-a 特定化学物質等作業主任者技能講習（※1）を修了した者 7-b 第一種作業環境測定士（※2）または第二種作業環境測定士（※3） | 石綿含有建材の調査に関する 実務経験年数：5年以上 |
| 8 | 8-b 石綿作業主任者技能講習（※4）を修了した者 | 石綿含有建材の調査に関する 実務経験年数：5年以上 |
| 9 | 産業安全専門官もしくは労働衛生専門官、産業安全専門官もしくは労働衛生専門官であった者（※5） | |
| 10 | 労働基準監督官として従事した経験を有する者 | 従事経験年数：2年以上 |
| 【海外の大学で建築学課程を卒業した方など1～10に該当しない方は事務局までお問い合わせください。】 | | |

※1 労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第百八号）に規定する改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号

※2 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二条第五号

※3 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二条第六号

※4 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第十八第二十三号

※5 労働安全衛生法第九十三条第一項

* 経験年数については、申込書作成時以降も実務が継続される見込みの場合、希望講習会場の開催月まで積算した年数を記入することができます。

* 受講資格区分により必要書類が異なります。受講資格区分別の必要書類については、「3. 申込みに必要な書類」または様式-3「必要な書類一覧表」を参照ください。

（2）受講料

99,000円【消費税込、テキスト代込】（適用税率10%）

（3）受講日程

■第一日目 座学講習

| | |
|------------------|----------------------------|
| 9:00～9:30 | 受付 |
| 9:35～9:50（15分） | ガイダンス |
| 9:50～10:50（1時間） | 第1講座① 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識1 |
| 10:50～11:00（10分） | 休憩 |
| 11:00～12:00（1時間） | 第1講座② 建築物石綿含有建材調査に関する基礎知識2 |
| 12:00～13:00（1時間） | 昼休み |
| 13:00～17:00（4時間） | 第2講座 石綿含有建材の建築図面調査 |

■第二日目 座学講習

| | |
|--------------------|-----------------------|
| 9:30～12:00（2.5時間） | 第3講座 現場調査の実際と留意点（調査） |
| 12:00～13:00（60分） | 昼休み |
| 13:00～14:30（1.5時間） | 第3講座 現場調査の実際と留意点（分析） |
| 14:30～14:45（15分） | 休憩 |
| 14:45～15:45（1時間） | 第4講座 建築物石綿含有建材調査報告書作成 |
| 15:45～ | 筆記試験案内（10分程度） |

■第三日目 実地研修（グループに分かれ午前・午後のどちらか3時間程度）

9:00～12:00（3時間） 実地研修(午前グループ)

13:30～16:30（3時間） 実地研修(午後グループ)

■第四日目 修了考査(口述試験)

【口述試験】（20分程度）

■第五日目 修了考査(筆記試験)

マークシート方式試験(60分)・調査票試験(40分)

※口述試験と筆記試験のタイミングは前後する場合があります。

(4) 持ち物

【講習全般】 筆記用具（筆記試験で鉛筆またはシャープペンシル、消しゴムを使用）

【実地研修で必要な用具】 ヘルメット、マスク（RL3/RS3 国家検定合格品・使い捨て不可）、デジタルカメラ（スマートフォン等のカメラ不可:実際の調査現場ではセキュリティ上の理由で持ちこめないケースがあるため）、バインダー、作業着（長袖・長ズボン）、作業靴(すべらない靴・スニーカー可)、懐中電灯、用具入れバッグ（マスクを収納できるもの。中身の見えないビニール袋等）、コンベックス（メジャー）、軍手

※ ヘルメットとマスクは、自ら用意できない場合は実費にてご提供いたします。ヘルメットは200円（税別）で貸与、マスクは5,000円（税別）での販売となります。

ご希望の方は講習開始1週間前までに受付事務局にご連絡ください。数に限りがございますので、予めご了承ください。なお、デジタルカメラの貸し出しは行っておりません。

■実地研修コース

本講習は一般建築物石綿含有建材調査者の資格を有する方または、資格取得が見込まれる方を対象に、実際の建築物を使った演習を通じて建物における調査の実務能力を習得する内容となっております。

当センターホームページ掲載の日程表「B. 実地研修・口述試験」より実地研修の会場をお選びください。

(1) 受講資格

本講習を受講するためには、下表のとおり、学歴等に応じて建築や石綿含有建材調査等に関する実務の経験年数が必要となります。下表のいずれかの条件を満たしている方が受講できます。

| 受講資格区分番号 | 学 歴・実務経験年数等 |
|----------|---|
| 11 | 11-a 受講区分8（石綿作業主任者）で取得された <u>一般建築物石綿含有建材調査者で、石綿含有建材の調査に関する実務経験年数が2年以上の者</u> |
| | 11-b 受講資格区分番号「1～7、8-b～10」に該当する者 |

※受講資格区分番号については、10ページの『建築物石綿含有建材調査者講習 受講資格区分番号一覧』をご覧ください。

(2) 受講料

44,000円【消費税込】（適用税率10%）

(3) 受講日程

■第一日目 実地研修(グループに分かれ午前・午後のどちらか3時間程度)

| | |
|-------------------|--------------|
| 9:00～12:00 (3時間) | 実地研修(午前グループ) |
| 13:30～16:30 (3時間) | 実地研修(午後グループ) |

■第二日目 修了考査(口述試験)

| |
|----------------|
| 【口述試験】 (20分程度) |
|----------------|

(4) 持ち物

【実地研修に必要な用具】 筆記用具、ヘルメット、マスク (RL3/RS3 国家検定合格品・使い捨て不可)、デジタルカメラ (スマートフォンのカメラ不可: 実際の調査現場ではセキュリティ上の理由で持ちこめないケースがあるため)、バインダー、作業着 (長袖・長ズボン)、作業靴 (すべらない靴・スニーカー可)、懐中電灯、用具入れバッグ (マスクを収納できるもの。中身の見えないビニール袋等)、コンベックス (メジャー)、軍手

※ ヘルメットとマスクは、自ら用意できない場合は実費にてご提供いたします。ヘルメットは 200 円 (税別) で貸与、マスクは 5,000 円 (税別) での販売となります。

ご希望の方は講習開始 1 週間前までに受付事務局にご連絡ください。数に限りがございますので、予めご了承ください。なお、デジタルカメラの貸し出しは行っておりません。

2. 受講申し込み方法

- ① 当センターホームページに掲載の日程情報より、受講を希望するコースと日程を決めてください。
- ② インターネットの以下の申込フォームにアクセスし、基本情報の入力と希望する日程を選択し、送信ボタンを押してください。 ※この段階では仮申込みとなります。席の確保はできません。
◆仮申込み受付フォーム <https://www.jesc.or.jp/training/tabid/129/Default.aspx>
※インターネットで申込みができない方は、事務局にご相談ください。
- ③ その他下記の書類については、仮申し込み終了後に自動配信されるメールに記載の URL から提出してください。

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">・様式-1・様式-2・資格証明書・顔写真 (縦 551px×横 413px 以上のもの。ファイル名は氏名にしてください)・受講料振込み票 (ネットバンキングでお振り込みの場合は、振込完了画面をスクリーンショットしたもので可) |
|--|

※詳細は 3. 申込みに必要な書類を参照

※すべての必要書類が揃い、受講料の入金を確認できた時点で申込み完了となります。

【留意点】

- ・受講料は前納となっています。納入に際しては、銀行備え付けの振込票または ATM をご利用いただくか、ネットバンキングから直接下記銀行口座に振込みをお願いします。※振込手数料はご負担願います。

振込先：三菱UFJ銀行 川崎駅前支店 普通預金

口座番号：67233

口座名義：一般財団法人 日本環境衛生センター

- ・ 講習期間の日程・会場・講義科目および時間等詳細は、日本環境衛生センターホームページの「開催地・日程」および「講義・実施研修時間割」を参照ください。
- ・ 定員に達した場合は、その時点で受付を終了します。お早めにお申込みください。
- ・ 各会場の空き状況は、お問い合わせ下さい。（日本環境衛生センター研修事業課 電話 044-288-4919）
- ・ お電話等による申込予約はできません。申込書の到着順に受付とさせていただきます。

3. 申込みに必要な書類

受講の申込みに必要な書類は、受講資格区分番号によって下表のとおりです。（区分番号は各コース共通）

| 受講資格区分番号 | 様式-1 (excel提出) | 様式-2 実務経験証明書 (PDF提出) | 各種証明書 (PDF提出) | 銀行振込票 (PDF提出) | 顔写真 (jpg等電子データ提出) |
|----------|-------------------|----------------------------|--|---|----------------------|
| 1 | ○ | ○ | 卒業証明書、履修科目証明書 | ○ ネットバンキング で振込の場合、 振込完了画面の スクリーンショット でも可 | ○ |
| 2 | | ○ | 卒業証明書、履修科目証明書 | | |
| 3 | | ○ | 卒業証明書、履修科目証明書 | | |
| 4 | | ○ | 卒業証明書、履修科目証明書 | | |
| 5 | | ○ | - | | |
| 6 | | ○ | - | | |
| 7 | | ○ | 講習を修了したことが証明できる書類等 | | |
| 8 | | △* | ・講習を修了したことが証明できる書類等 *特定コース、実地研修コースを受講の場合、実務経験証明書が必要 | | |
| 9 | | ○ | - | | |
| 10 | | ○ | - | | |
| 11 | | ○ | 受講資格区分に応じた各種証明書と建築物石綿含有建材調査者修了証明書 | | |
| 【注意事項】 | | ・全欄記入 ・証明印が必要 | 〈各区分共通〉申込み者が会社代表者の場合：会社定款、事務所登録、建設業許可証等通知 | | |

※ 卒業証明書に建築学に関する学科が明記されていない場合は、履修科目証明書若しくは成績証明書も合わせて同封してください。

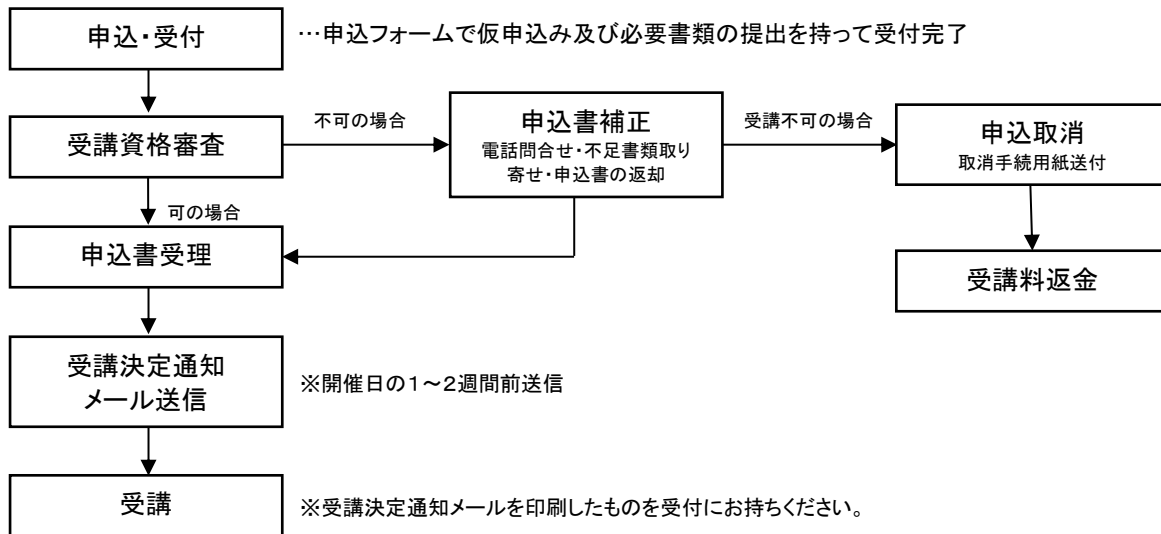
- ・ 平成 21 年以降に当該学校に入学された方は、卒業証明書に建築学に関する学科が明記されていても、必ず履修科目証明書が必要になります。

4. 申込書の審査・受講決定

- ① 受講資格の有無について申込書類の審査を行います。この審査で申込書類に不足がなく、かつ審査を通過した方には、講習の 1～2 週間前に受講決定通知メールを送信いたします。なお、記入事項に虚偽の事実が判明した場合は、講習修了後でもその資格は取消となります。
- ② 受講決定通知メールを受け取った際には、必ず「受講会場」「受講日時」等をご確認ください。
- ③ 受講決定通知発行後のキャンセルはできません。会場変更については、本人の申し出により受講申込み年度の翌年度末（3月31日）を期限として、1回に限り他会場へ変更することができます。
- ④ 受講決定通知発行後は、原則として受講料の返金はいりません。

5. 申込み手続きの流れ

インターネット上の仮申込みフォームに基本情報入力と希望日程を選択・送信し、仮申込み時に自動配信されるメールに記載の URL からその他必要書類を提出してから、以下に示す手続きを経て受講が決定されます。申込み手続きに日数がかかりますので、お早めにお申し込みください。



6. 講習当日の注意点

- ① 受講資格区分8（石綿作業主任者技能講習の修了者）でお申込みの方に限り、第1講座①の受講が免除され、受講しなくても欠席扱いにはなりません。ただし、第1講座①も筆記試験の出題範囲となっておりますので、熟考の上、受講を選択してください。
- ② 実地研修を受講の場合、実地研修終了後に約1週間後を期日として課題（現地調査票）の提出があります。
- ③ 本講習及び修了考査では、遅刻を認めておりません。必ず、各科目の開始前までに着席しておくようお願いいたします。万が一、開始時刻を過ぎても着席されていない場合、欠席扱いとなりますのでご注意ください。
※ なお、遅延証明書の発行された公共交通機関の遅延による遅刻及び欠席は、特例措置（別日程に振替）とする場合がございます。その際は、必ず遅延証明書を取得して、事務局にご提出ください。
- ④ 講習当日は、会場の受付で受講決定通知をご提示ください。受講票・テキストは、受付時にお渡しいたします。
- ⑤ 講習期間中の宿舎ならびに昼食は、各自でご用意ください。
- ⑥ いずれの会場も駐車場の用意はございません。公共交通機関をご利用ください。
- ⑦ 大規模災害、新型コロナウイルス感染症拡大等やその他当センターの責めに帰さない事由により、当初予定していた講習・考査の日程、時間及び会場を急遽変更する場合がございます。なお、その際の交通費、宿泊費等（変更前の費用、変更後の費用ともに）の補償はいたしません。予めご了承の上お申し込みください。

7. 修了考査について

- ① 全講習科目を受講した方のみ、修了考査を受験することができます。欠席した科目が一科目でもある場合は修了考査を受験できません。
※ 受講資格区分8（石綿作業主任者技能講習の修了者）でお申込みの方に限り、第1講座①の受講が免除され、受講しなくても欠席扱いにはなりません。ただし、筆記試験の出題範囲には第1講座①も含まれ

建築物石綿含有建材調査者講習 受講資格区分番号一覧

| 受講資格区分番号 | 学 歴 等 | 実務経験年数 |
|---|---|----------------------------------|
| 1 | 学校教育法による大学（短期大学を除く。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者 | 卒業後の <u>建築に関する実務経験年数</u> ：2年以上 |
| 2 | 学校教育法による短期大学（修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。）において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程（夜間において授業を行うものを除く。）を修めて卒業した者（専門職大学の前期課程にあっては、修了した者） | 卒業後の <u>建築に関する実務経験年数</u> ：3年以上 |
| 3 | 「2」に該当する者を除き、学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程を含む。）または高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者 | 卒業後の <u>建築に関する実務経験年数</u> ：4年以上 |
| 4 | 学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者 | 卒業後の <u>建築に関する実務経験年数</u> ：7年以上 |
| 5 | 「1～4」に該当しない者（学歴不問） | <u>建築に関する実務経験年数</u> ：11年以上 |
| 6 | 建築行政または環境行政（石綿の飛散の防止に関するものに限る。）に関わる者 | 実務経験年数：2年以上 |
| 7 | 7-a 特定化学物質等作業主任者技能講習（※1）を修了した者 7-b 第一種作業環境測定士（※2）または第二種作業環境測定士（※3） | <u>石綿含有建材の調査に関する実務経験年数</u> ：5年以上 |
| 8 | 8-a 石綿作業主任者技能講習（※4）を修了した者（実務経験年数不問） | <u>石綿含有建材の調査に関する実務経験年数</u> ：5年以上 |
| | 8-b 石綿作業主任者技能講習（※4）を修了した者 | |
| 9 | 産業安全専門官もしくは労働衛生専門官、産業安全専門官もしくは労働衛生専門官であった者（※5） | |
| 10 | 労働基準監督官として従事した経験を有する者 | 従事経験年数：2年以上 |
| 11 | 11-a 受講区分8（石綿作業主任者）で取得された <u>一般建築物石綿含有調査者で、石綿含有建材の調査に関する実務経験年数が2年以上の者</u> | |
| | 11-b 受講資格区分番号「1～7、8-b～10」に該当する者 | |
| 【海外の大学で建築学課程を卒業した方など1～10に該当しない方は事務局までお問い合わせください。】 | | |

※1 労働安全衛生法等の一部を改正する法律（平成十七年法律第八号）に規定する改正前の労働安全衛生法別表第十八第二十二号

※2 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二条第五号

※3 作業環境測定法（昭和五十年法律第二十八号）第二条第六号

※4 労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）別表第十八第二十三号

※5 労働安全衛生法第九十三条第一項